

第5章 子ども・子育て支援 重点事業

1 基本指針

「基本指針」（子ども・子育て支援法第60条）では、教育・保育の提供区域、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策について、基本的な事項を定めています。特に、量の見込については、現在の教育・保育や各種保育サービス等の利用状況の把握とともに、利用希望の調査を行い、地域の実情に応じて設定することが求められています。

本市においては、平成25年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」結果を活用して、国の示す「標準的算出法」（注）に準拠し、保護者の将来の就労希望等の変化（潜在的ニーズ）を勘案して、見込量を算出しています。

（注）標準的算出法：アンケート調査結果による事業の利用希望率等を基にして、見込量を推計するワークシートでの算出法。

2 教育・保育の提供区域の設定

（1）提供区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

また、教育・保育提供区域の設定は、地域型保育事業の市の認可にあたり需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するように求められています。

（2）提供区域の設定

①教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育については、市内施設の配置状況等を勘案して、市全域を一つの提供区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設等に準じて一つの提供区域としますが、事業の性格や特徴から、市内での配置バランス等を勘案して、適宜、柔軟に検討します。

3 教育・保育の見込量と確保方策

(1) 教育・保育の見込量

①教育・保育の見込量

平成27年度から31年度の教育・保育の見込量については、25年度の実績を勘案して次の表の通りとします。

平成27年度の見込量について、26年度見込量からの増減率は、0歳児が105%、3歳未満では105%です。31年度では0歳児が122%、3歳未満では125%です。

3歳以上については、①及び②の31年度の見込量は51%に減少します。一方、③は125%に増加します。

全体では、合計1,249人が31年度においては83%に減少し、1,038人になる見込です。

■教育・保育見込量

区分	単位	見込	計画期間の見込量						増減率	
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	27年度/26年度	31年度/26年度
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	人	60	63	66	69	72	73	105%	122%
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	1・2歳	人	185	195	205	215	225	233	105%	126%
3号認定小計	3歳未満計	人	245	258	271	284	297	306	105%	125%
①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	3歳以上	人	708	530	460	404	361	294	82%	51%
②<2号認定>(幼児教育の希望が強い)		人		50	55	60	64	67		
③<2号認定>(認定こども園及び保育所)		人		296	297	312	327	342		
小計(①+②+③)	3歳以上計	人	1,004	877	827	791	767	732	87%	73%
合計	-	人	1,249	1,135	1,098	1,075	1,064	1,038	91%	83%

注1:平成26年度見込(25年度実績)の①と②は認定こども園、③は便宜上「保育所」のみとする

注2:平成31年度の0歳見込量は母親の育児休業率40.9%を控除して算出

②利用率

利用率(見込量の対象児童数に対する割合)は、次の表の通り、平成26年度、全体の利用率は65.9%ですが、31年度には71.6%となります。

■利用率

区分	単位	見込	計画期間の利用率(見込量/対象児童数)					
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	%	21.0	24.4	26.4	28.5	30.6	32.2
<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)	1・2歳	%	31.7	35.5	39.3	42.7	46.1	49.3
3号認定小計	3歳未満計	%	28.2	32.0	35.1	38.1	41.1	43.7
①<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	3歳以上	%	69.1	59.2	54.4	49.9	46.0	39.3
②<2号認定>(幼児教育の希望が強い)		%		5.6	6.5	7.4	8.2	8.9
③<2号認定>(認定こども園及び保育所)		%		28.9	33.2	36.9	40.4	43.6
小計(①+②+③)	3歳以上計	%	98.0	98.0	97.9	97.8	97.7	97.7
合計	-	%	65.9	66.7	67.9	69.1	70.6	71.6

(2) 教育・保育の確保方策

1) 確保方策を定めるにあたっての本市の基本方針

確保方策を定めるにあたって、本市の基本方針を次の通りとします。

- ①教育・保育見込量の充足には、特定教育・保育施設の充実を基本とします。
- ②特定地域型保育事業の必要な場合は、市内全域の教育・保育施設の配置バランスを考慮して、適切な量を見込みます。
- ③新制度の趣旨を踏まえて、幼保連携型認定こども園の創設をめざし、拡充を図ります。
- ④公立保育所の定数割れ状況の解消を目指します。

2) 本市の教育・保育施設の設置数と定員数の見込

本市内の教育・保育施設数と定員数は、計画期間中、次の通りの見込です。

計画初年度の平成27年度、保育所は私立2園、公立1園で定員計330人、保育所型認定こども園2園（保育所から移行）、定員250人、幼稚園型認定こども園は4園、定員900人、教育・保育施設定員総数は1,480人です。

平成28年度以降は、保育所型認定こども園2園は幼保連携型認定こども園に移行し、さらに私立保育園1園が保育所型認定こども園に移行する見込みです。

公立保育所については定数割れ状況が継続していますので、計画期間中には定員数の減少の可能性があります（平成26年度中に1園廃園の予定）。

また、「確保方策」は認可定員の範囲内で市が設定する「利用定員」によることが基本とされていますので、今後、実情にあうように変更する場合があります。（注）

（注）認可定員とは、設立の際に設置基準を満たして県の認可を受けた定員数のことで、利用定員とは、子ども・子育て支援制度への移行にあたって、市との協議の上で定める定員数のことです。

■教育・保育施設の定員数の見込

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	箇所	定員数	箇所	定員数	箇所	定員数	箇所	定員数	箇所	定員数	箇所	定員数
保育所	6	580	3	330	2	180	2	180	2	180	2	180
保育所型認定こども園	-	-	2	250	1	160	1	160	1	170	1	170
幼保連携型認定こども園	-	-	-	-	2	270	2	270	2	270	2	270
幼稚園型認定こども園	4	900	4	900	4	900	4	900	4	900	4	900
合計	10	1,480	9	1,480	9	1,510	9	1,510	9	1,520	9	1,520

3) 教育・保育見込量の確保方策

3) -1 平成 27 年度

教育・保育についての見込量の計 1,135 人に対して、市内の教育・保育施設の定員数（確保方策による確保量）計 1,480 人で対応するため、全体では 345 人分の余裕があります。

認定区分ごとに見ると、1号認定では 218 人分の余裕があります。2号認定は「幼児教育の希望が強い」では 122 人分、「保育ニーズ」では 28 人分の余裕があります。3号認定のうち 0歳児では 23 人分不足します。1・2歳児では過不足ありません。

3号認定 0歳児の不足分は、保育所等の利用定員の増加により対応を図ります。

3) -2 平成 31 年度

見込量の計は 1,038 人に減少しますが、これに対して市内の確保量は全体では 1,520 人で対応するため、482 人分の余裕があります。

認定区分ごとに見ると、1号認定については 336 人分、2号認定のうち「幼児教育の希望が強い」では 133 人分、「保育ニーズ」では 9 人分の余裕があります。

3号認定のうち 0歳児、1・2歳児については、いずれも 2 人分の余裕があります。

なお、特定地域型保育事業については、計画期間中途の年度において、適宜、必要性を検討します。

【平成 27 年度・31 年度の見込量と確保方策】

区分	単位	平成27年度見込						平成31年度見込							
		1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	対27年度増減	
			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			
見込量	人	530	50	297	63	195	1,135	294	67	371	73	233	1,038	△ 97	
確保方策	教育・保育施設	人	748	172	325	40	195	1,480	630	200	380	75	235	1,520	40
	①保育所	人	-	-	184	26	120	330	-	-	100	20	60	180	△ 150
	②認定こども園	人	748	172	141	14	75	1,150	630	200	280	55	175	1,340	190
	1) 幼稚園型	人	728	172	0	0	0	900	600	200	100	0	0	900	0
	2) 保育所型	人	20	0	141	14	75	250	10	0	70	20	70	170	△ 80
3) 幼保連携型	人	-	-	-	-	-	0	20	0	110	35	105	270	270	
過不足(確保方策-見込量)	人	218	122	28	△ 23	0	345	336	133	9	2	2	482	137	

【平成 28 年度・29 年度・30 年度の見込量と確保方策】

区分	単位	平成28年度見込						平成29年度見込						平成30年度見込						
		1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	1号	2号		3号		計	
			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児			幼児教育の希望が強い	保育ニーズ	0歳児	1・2歳児		
見込量	人	460	55	312	66	205	1,098	404	60	327	69	215	1,075	361	64	342	72	225	1,064	
確保方策	教育・保育施設	人	680	200	350	70	210	1,510	680	200	340	70	220	1,510	630	230	350	75	235	1,520
	①保育所	人	-	-	100	20	60	180	-	-	100	20	60	180	-	-	100	20	60	180
	②認定こども園	人	680	200	250	50	150	1,330	680	200	240	50	160	1,330	630	230	250	55	175	1,340
	1) 幼稚園型	人	650	200	50	0	0	900	650	200	50	0	0	900	600	230	70	0	0	900
	2) 保育所型	人	10	0	75	15	60	160	10	0	75	15	60	160	10	0	70	20	70	170
3) 幼保連携型	人	20	0	125	35	90	270	20	0	115	35	100	270	20	0	110	35	105	270	
過不足(見込量-確保方策)	人	220	145	38	4	5	412	276	140	13	1	5	435	269	166	8	3	10	456	

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定と確保方策

①時間外保育事業

時間外保育事業は、通常の保育所開所時間の延長等の保育ニーズに対応するための事業で、平成25年度、4箇所を実施しています。利用者数（推計）は増加傾向にあります。

【見込量と確保方策】

平成31年度の利用者数は、26年度見込みより年度ごとに増加し、25人と見込みます。利用者のニーズに対応できるように、事業者との連携により実施体制の整備を図ります。

■時間外保育事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者数(推計)	人	18	19	19	20	21	22	23	25	6
延べ利用者数	人/年	4,298	4,591	4,591	4,800	5,040	5,280	5,520	6,000	1,409
実施箇所	箇所	4	4	4	8	8	8	8	8	4

注：利用者数(推計)は、月20日、12カ月利用と仮定して延べ利用者数により算出

②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（本市では「児童クラブ」）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や保育所等で放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業で、平成25年度、4箇所設置されています。

利用者数（推計）は、小学校1～3年生が210人、小学校4～6年生が43人、計253人です。

【見込量と確保方策】

平成31年度の利用者数（1～3年生）は、26年度見込量210人より年度ごとに増加し、262人を見込みます。4～6年生は、80人を見込み、合計では342人を見込みます。

利用者数は増加する見込のため、実施箇所については31年度までに8箇所10クラブでの実施を図ります。

まず、平成27年度に3事業所の増、平成28年度に1事業所の増を実施します。また、70人定員の大型児童クラブ2箇所を2分割し40人定員の児童クラブ2箇所で4クラブにします。これにより、平成27年度から定員数360人、平成28年度から定員数400人に拡充します。また、小学校6年生まで利用対象者を拡充します。

児童クラブは、放課後において児童も保護者も安心できる居場所を確保する対策として、児童の最も身近な小学校区ごとの設置が望ましいですが、今後は、高学年の利用希望についてもニーズに対応できるように、おおむね40人の利用児童数を基準に実施箇所や指導員等の充実を図り、生涯学習事業などと連携して事業を推進します。

■放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1～3年生利用者数(推計)	人	218	210	210	220	230	240	250	262	52
4～6年生利用者数(推計)	人	44	43	43	50	57	64	71	80	37
利用者数推計合計	人	262	253	253	270	287	304	321	342	89
実施箇所	箇所	4	4	4	9	10	10	10	10	6

注1:利用者数(推計)は、就学児童ニーズ調査結果から利用率による推計

注2:利用者数おおむね40人を基準に1箇所として、実施箇所数を見込む

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において、一定期間(通常は7日間以内)、養育をします。

本市では児童養護施設2箇所で実施しており、平成25年度の利用者数は0です。23年度には利用者1人、延べ利用者数7人でしたが、年度により利用者数はかなり増減があります。

【見込量と確保方策】

平成26年度見込量を1人、延べ7人(人日)とみて、計画期間中においてほぼ同一と見込みます。平成31年度の延べ利用者数は9人(人日)を見込みます。(注)

実施箇所は、当面、現状維持として、今後の利用実績等を勘案して、見直しを行うこととします。

子育て短期支援事業は、アンケート調査の結果から算出される見込量はかなり大きいため、一定の調整を行った見込量としていますが、市民の事業に対するニーズは相当高いものがあります。一方、実際の利用状況は、年度による増減が大きく、利用に結びつく強いニーズに留意して事業を推進します。

(注)「人日」の単位:利用者一人当たりの利用日数(平均)を、利用人数に乗じて算出したもので1日利用とすれば「延べ利用者数」のこと(本「事業計画」で国が独自に設定した単位)

■子育て短期支援事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
利用者数	人	0	0	1	1	1	1	1	2	1
延べ利用者数	人日/年	0	0	7	7	7	7	7	9	2
実施箇所	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	0

注:平成26年度の延べ利用者数見込は、直近で最も多かった平成23年度実績値

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

実施箇所は平成 25 年度には 3 箇所、利用者数は増加傾向にあります。平成 25 年度の年間延べ利用者数は 11,065 人で、そのうち 3 歳未満の利用者数は 6,362 人と推計されます。

【見込量と確保方策】

平成 31 年度の延べ利用者数は、27 年度以降、年度ごとに増加して、0～5 歳で 11,269 人回（注）、うち 3 歳未満は 6,480 人回を見込みます。

事業の実施箇所は、極端な増減はないものとみて、平成 31 年度まで現状を維持します。

（注）「人回」の単位：「人日」と同様で、一人の利用者の平均利用回数を利用者数に乗じて算出するもので、平均利用回数を 1 回とすれば、「延べ利用者数」のことです。

■地域子育て支援拠点事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
延べ利用者数(0～5歳)	人回/年	11,031	11,065	11,099	11,133	11,167	11,201	11,235	11,269	170
内3歳未満推計	人回/年	6,343	6,362	6,382	6,401	6,421	6,441	6,460	6,480	98
実施箇所	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	0

注：3歳未満実績推計は、0～5歳の57.5%（ニーズ調査結果より）として算出

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や地域子育て支援センター等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園においては預かり保育として実施しています。

本市では幼稚園では 4 箇所、保育所では 3 箇所を実施しており、平成 25 年度、幼稚園では延べ利用者数は 18,720 人、保育所では延べ 1,011 人です。

【見込量と確保方策】

従来幼稚園の預かり保育のうち定期的な預かり保育（保育を必要とする）については基本的には「認定こども園」に移行することで対応されることとなります。今後は在園児等対象の幼稚園型一時預かり事業となります。また、在園児以外の預かり保育及び保育所等で実施する事業は一時預かり事業（一般型）となります。

<幼稚園での在園児を対象とした一時預かり事業>

幼稚園（認定こども園）での一時預かり事業は、31 年度には 6,716 人日を見込みます。実施箇所は幼稚園（認定こども園）4 箇所での実施を図ります。

■幼稚園での在園児を対象とした一時預かり事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
一時預かり事業	人日/年	13,658	13,658	13,658	8,025	7,576	7,254	7,039	6,716	△ 6,942
実施箇所	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	0

<上記以外の一時預かり事業>

保育所等での一時預かり事業は、31年度には3,426人日を見込みます。

実施箇所は、保育所、認定こども園等8箇所で実施し、見込量に対応します。

■一時預かり事業(上記以外)

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
一時預かり事業(保育所等)	人日/年	3,276	3,276	3,276	3,279	3,316	3,352	3,389	3,426	150
実施箇所	箇所	7	7	7	7	8	8	8	8	1

注:実績は保育所

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する事業で、市内では1箇所で実施しています。利用者は年度ごとの増減がありますが、平成24年度には延べ利用者数90人、25年度には73人の利用があります。

【見込量と確保方策】

アンケート調査結果による利用意向はかなり大きいですが、実際の供給体制及び供給量を勘案して、0～5歳では、平成27年度以降、年度ごとに増加するものとし、31年度には330人日と見込みます。小学1～6年生は現状0ですが、31年度には173人日と見込みます。

実施箇所は、供給体制を鑑みて、当面は維持を図りますが、見込量の増加に対応して、整備を検討します。

■病児・病後児保育事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
年間延べ利用者数(0～5歳)	人日/年	90	73	90	138	186	234	282	330	240
年間延べ利用者数(1～6年生)	人日/年	0	0	0	35	70	105	140	173	173
合計	人日/年	90	73	90	173	256	339	422	503	
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	0

注1:26年度見込みは、24年度実績値

注2:一人平均2日利用と仮定すると、利用者数は31年度で252人、52週で割ると5人/週と推計

⑦ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受ける利用会員と援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、保育所への子どもの送迎、保護者が行事・冠婚葬祭・買い物などの外出や病気・急用の際の子どもの預かりなどに対応しています。

平成25年度、利用会員は94人、協力会員は46人です。0～5歳延べ利用者数は73人です。(利用者の年齢区分は不明のため、1～6年生利用者数は0としています。)

【見込量と確保方策】

利用者数は、平成27年度以降、年度ごとに増加し、31年度には1～6年生利用者は22人日、0～5歳利用者は160人日、合計では182人日を見込みます。

当事業は、会員登録制となっていますので、利用会員の増加に対応して協力会員の増加で対応できるようにしますが、当面は26年度の協力会員数を維持して見込量を確保します。

■ファミリーサポートセンター事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1～6年生延べ利用者	人日/年	0	0	0	4	8	12	16	22	22
0～5歳延べ利用者	人日/年	90	73	146	149	152	155	158	160	14
延べ利用者合計	人日/年	90	73	146	153	160	167	174	182	36
利用会員数	人	93	94	78	78	80	84	87	91	13
協力会員数	人	48	46	49	49	49	49	49	49	0

注1: 26年度見込は21～25年度の平均値、27～31年度見込量は、21～25年度の利用会員一人当たり平均利用日数2日で算出

注2: 利用会員数の27～31年度見込は、利用者数を平均利用日数2日で除して算出、協力会員は維持

⑧利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込量と確保方策】

当面、市の窓口で必要な業務を実施し、利用者の支援を図ります。

利用者の身近なところでの支援業務を推進できるように、計画期間中において、事業委託を含めて実施箇所の検討を行います。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、1) 育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、2) 子育て支援に関する情報提供、3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、4) 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整などの業務を行う事業です。

本市においては、平成25年度、243人の乳児宅を訪問しました。

【見込量と確保方策】

本市の近年における出生数の状況からみて、計画期間中は300人を見込みます。

事業の見込量を実施できるように、保健師等必要な人材を確保するとともに、適宜、養育訪問支援事業に的確につなげられるように取り組みます。

■乳児家庭全戸訪問事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
訪問乳児数	人	290	243	290	300	300	300	300	300	10

⑩養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、特に養育のための支援が必要とされる家庭を訪問し、養育指導・助言、相談等を行う事業です。

このほか、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会の取り組みを行っています。

養育支援訪問事業による訪問数は、平成25年度、27件となっています。また、要保護児童対策地域協議会は、年間12回開催し、必要な対策を行っています。

【見込量と確保方策】

養育支援訪問事業の訪問人数は平成31年度、30人を見込み、保健師等の必要な人材の確保を行います。また、要保護児童対策地域協議会は、引き続き、毎月1回程度開催していきます。

■養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

区分	単位	実績		見込	計画期間の見込					対26年度増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
養育支援訪問事業訪問人数	人	21	27	27	28	29	30	30	30	3
要保護児童対策地域協議会開催件数	件	12	12	12	12	12	12	12	12	0

⑪妊婦健診実施事業

妊娠中に最大で14回、茨城県内の医療機関及び助産所で健康診査にかかる費用の一部助成を受けることができる母子保健法による事業です。

平成25年度には、312人を対象に事業を実施しています。

【見込量と確保方策】

近年の本市の出生数からみて、計画期間中は300人を見込み、健診もれがないように実施体制の充実を図ります。

■妊婦健診事業

区分	単位	実績		見込		計画期間の見込					対26年度 増減
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
妊婦健診対象人数	人	300	312	300	300	300	300	300	300	300	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【見込量と確保方策】

教育・保育等利用者への支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、事業経験のある保育士OB等を活用して、新規参入事業者に対して巡回支援等を行う事業です。

【見込量と確保方策】

当面、既存の教育・保育施設等福祉資源の活用を図る方向で子ども・子育て支援事業を推進します。